

令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和7年4月18日（金）午前10時から午前12時まで

2 会場

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

3 出席者

青木委員、伊崎委員、石田委員、工藤委員、坂口委員、佐藤委員、執行委員（副会長）、
関谷委員、高橋委員、永島委員、峠下委員、服部委員、福岡委員、村野委員、矢野委員、
山口委員（会長）、横田委員、渡邊委員
(欠席：井元委員、儘田委員)

4 議事

- (1) 質問
- (2) 採択の制度について
- (3) 審議 「教科書の採択方針について」
- (4) 答申

令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 定刻が参りました。本日は御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。私は指導部管理課長の坂井と申します。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、委員の出席状況ですが、本日は20名の委員の方々のうち2名の委員が御欠席でございます。現在18名の委員の皆様方に御出席いただいております。審議会規則第6条で定められております定足数に達しておりますので、東京都教科用図書選定審議会の第1回会議を開会させていただきます。

配付資料として、お手元机上に議事次第、審議会委員名簿、事務局職員名簿、座席表、委嘱状または発令通知書がございますので、御確認ください。不足のものがございましたら、後ほどお渡しをいたしますので御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

【村野委員】 座席表が真っ白ですけれども、いいのでしょうか。

【管理課長】 少々お待ちください。

皆様にもしかして座席表が未配付でしょうか。

分かりました。至急準備しましてお配りするようにいたしますので、少々お待ちいただければと思います。その間、大変恐縮ですが、議事、進めさせていただきますので、御了承ください。

委嘱状等につきましては、本来、委員の皆様お一人お一人に交付させていただくべきところでございますけれども、会の進行上、大変恐縮ですが、既にそれぞれのお席の上に配付させていただいているので御了承いただければと存じます。

お手元の委嘱状もしくは発令通知書と御自身と齟齬がないかどうかいま一度御確認いただければと存じます。

なお、本日はタブレット端末を利用したペーパーレス会議で実施をさせていただきます。説明資料はタブレット端末に保存されてございます。説明者のホスト端末の画面が皆様の画面と同期してございます。画面の文字が小さいときは、御自身で拡大することができるので、適宜操作をいただければと存じます。

操作方法が御不明な場合やトラブル等がございましたら、遠慮なくお声がけいただければ対応させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

また、マイクは机上に設置しているものを御使用ください。右側のボタンを押しますと赤

いランプがつきまして使用することができるようになっております。

それでは、初めに委員の皆様を御紹介させていただきます。誠に恐縮でございますが、お手元の名簿順に現職、氏名など一言自己紹介を頂ければと存じます。

それでは、青木委員からお願ひいたします。

【青木委員】 青木洋介でございます。むさしの学園小学校の校長をしております。よろしくお願ひいたします。

【伊崎委員】 品川区教育委員会教育長の伊崎でございます。よろしくお願ひいたします。

【石田委員】 東大和市教育委員会教育指導担当部長となりました、兼教育指導課長事務取扱石田と申します。よろしくお願ひいたします。

【工藤委員】 葛飾区立青葉区立中学校校長の工藤和志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【坂口委員】 江戸川区立瑞江第二中学校主幹教諭の坂口匡代です。よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員】 日本体育大学の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【執行委員】 大田区立入新井第一小学校長の執行純子と申します。よろしくお願ひいたします。

【関谷委員】 瑞穂町教育長職務代理者の関谷忠です。よろしくお願ひします。

【高橋委員】 文京区教育委員会統括指導主事の高橋と申します。よろしくお願ひします。

【永島委員】 都立花畠学園校長の永島でございます。よろしくお願ひいたします。

【峠下委員】 教育庁都立学校教育部特別支援教育課長の峠下と申します。よろしくお願ひいたします。

【服部委員】 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校のP T A幹事を務めております服部と申します。よろしくお願ひいたします。

【福岡委員】 世田谷区立多聞小学校の主任教諭をしております福岡聰子と申します。よろしくお願ひします。

【村野委員】 洗足学園音楽大学の村野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【矢野委員】 都立墨東特別支援学校の指導教諭をしております矢野祐子と申します。よろしくお願ひいたします。

【山口委員】 桜美林大学の山口真佐子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【横田委員】 都立立川国際中等教育学校附属小学校の校長の横田雅博と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【渡邊委員】 東京都特別支援学校PTA連合会、そして東京都立大塚ろう学校PTA会長の渡邊です。よろしくお願ひいたします。

【管理課長】 皆様ありがとうございました。

なお、本日、井元委員、儘田委員、お二人御欠席となっております。以上の方々を委員としてお願ひしてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事務局の職員について自己紹介させていただきます。それでは指導部長からお願ひいたします。

【指導部長】 指導部長の山田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【管理課長】 改めまして管理課長、坂井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【特別支援教育指導課長】 特別支援教育指導課長、中村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【高等学校教育指導課長】 高等学校教育指導課長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【義務教育指導課長（代理）】 義務教育指導課長、毛利の代理で西尾と申します。よろしくお願ひいたします。

【管理課長】 次に、本選定審議会は、審議会規則第4条で、会長及び副会長を1名置くこととし、委員の互選によって決めることとなっております。会長及び副会長は、委員の互選により決めることとなっておりますので、御協議をお願いたします。互選ということでございますので、御推薦等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

峠下委員、お願ひいたします。

【峠下委員】 もし、事務局で案がございましたらお願ひいたします。

【管理課長】 それでは御意見頂戴いたしましたので、事務局案をお諮りさせていただきます。

事務局といたしましては、桜美林大学特任教授の山口委員を会長にお願いできましたらと考えております。昨年度に引き続き本委員会の委員でいらっしゃることと、また、後ほど御説明差し上げますが、今年度は特別支援学校や特別支援学級で使用する一般図書の調査研究採択が主な審議事項でございますため、山口委員の特別支援学校での指導経験ですとか、特別支援教育の学識経験を踏まえて御尽力いただけるものと考えております。

また副会長には、大田区立入新井第一小学校校長の執行委員にお願いしたいと考えております。同じく昨年度に引き続き、本委員会の委員でいらっしゃること、また、学校長としての指導経験ですとか見識などを踏まえて御尽力いただけると考えます。いかがでございます

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【管理課長】 ありがとうございます。御異議ないということですので、山口委員に会長をお願いしたいと思います。山口委員お願いしてよろしいでしょうか。

【山口委員】 承知いたしました。

【管理課長】 ありがとうございます。

【管理課長】 同じく執行委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。

【執行委員】 承知いたしました。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは就任のご挨拶を頂き、以降の進行を会長にお願いいたします。

【会長】 ただいま御指名にあずかりました桜美林大学の山口でございます。大変微力ではございますが務めさせていただきますので、皆様の御協力と御支援を何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

【副会長】 副会長を仰せつかりました大田区立入新井第一小学校校長の執行でございます。会長を支えながら、議事進行が円滑に進むよう力を尽くしてまいりたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 それでは、議事に入らせていただく前に、会議の運営についてお諮りいたします。本年度初回の会議でございますので、事務局から会議の運営について説明をお願いいたします。

【管理課長】 説明させていただきます。

東京都では、情報公開の観点から、審議会等の会議を、できるだけ公開するということが方針として示されてございます。本審議会につきましても、この原則を適用し、今回も含め2回開催を予定している審議会を原則公開とさせていただくことといたしました。

また、会議の議事内容につきましても、原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了解いただければと思います。

本日の会議では、会場での傍聴のほか、オンラインでの傍聴をできるようにいたしました。会場での傍聴の申込みは本日ございませんでしたが、オンラインで教育行政研究会1名の取材のみお申込みがございました。

つきましてはこれ以降の会議を公開とし、オンラインでの報道関係、傍聴の入室の可否につき、御決定いただけますようお願い申し上げます。会議終了まで入室可能ということになってございます。

なお、取材を含む傍聴に当たりましては、傍聴者に事前にお配りしている「審議会傍聴要領」に従うようあらかじめお願いしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくことになります。

会長には傍聴者の入室後、この旨、宣言していただくようお願いいたします。

【会長】 ただいま説明を受けまして、ここからの会議を公開することにつきまして、御異議がなければ、入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないということですので、入室を許可してください。

(取材・傍聴者オンライン入室)

【事務局】 入室を許可いたしました。

【会長】 議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴をしていただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意ください。

それでは、議事日程に従いまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶を頂きます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【指導部長】 改めて教育庁指導部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび皆様方に、当審議会の委員への就任につきまして御依頼申し上げましたところ、御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は年度初めの御多用のところ、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本審議会は義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、法令に基づき設置されているものでございます。

その役割といたしまして、東京都教育委員会が行う採択の教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して行う指導、助言等について御意見を頂くという、大変重要なものでございます。

今年度、皆様方にお諮りいたしますことは3点ございまして、「教科書の採択方針につい

て」、「調査研究資料について」、及び「令和8年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択について」でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 事

【会長】 ただいま諮問を頂戴いたしました。会議を進めてまいりますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議の参考に教科書採択の制度について、まず御説明願います。

【管理課長】 それでは、教科書の採択制度につきまして、御説明を差し上げます。少々お時間を頂戴しますがお許しください。

資料1 「東京都の教科書制度」を使って教科書の採択制度の概要について御説明差し上げます。タブレットに資料が映されていると思いますので、そちらを御覧ください。

教科書の定義や採択の仕組み、東京都教育委員会や審議会の任務、採択スケジュールなどについて御説明を差し上げます。

「教科書の定義・種類」として、（1）文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」、（2）文部科学省が著作・編集を行なった上で発行される「文部科学省著作教科書」、（3）一般図書「附則9条本」がございます。

学校教育法附則第9条第1項に高等学校や特別支援学校、特別支援学級において、検定済教科書または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができることと規定されており、具体的には、特別支援学校の主に知的障害部門で使用いたします絵本などがございます。

「教科書の採択」について、（1）でございますが、文部科学省が作成した教科書目録に搭載された教科書の中から種目ごとに1種の教科書を採択いたします。また、義務教育諸学校の教科書は、4年間毎年度同一の教科書を採択いたします。

（2）でございます。採択の権限についてでございますが、教科書を採択する権限は、公立学校は所管の教育委員会にございます。区市町村立学校は区市町村教育委員会が、都道府県立学校は都道府県教育委員会が採択をいたします。また国立と私立の学校につきましては、それぞれの校長が採択をすることとなっております。

（3）でございます。採択の単位についてでございますが、区市町村立学校は原則区市町村ごと、都立特別支援学校（小・中学部）につきましては障害種別ごとに、都立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）は学校ごと、それぞれ種目ごとに1種の教科書を採択することとなっております。

（4）でございます。採択の時期についてでございますが、毎年度8月31日までに採択を

することとなっております。

3でございます。東京都における教科書採択の仕組みを図示してございます。

まず（1）になりますが、教科書発行者が文部科学大臣へ検定に合格した次年度に発行する教科書の届出をいたします。

それを受けまして、（2）文部科学大臣から東京都教育委員会に、教科書目録が送付されますとともに、（3）でございますが、発行者から教科書見本が送られてまいります。それを踏まえて採択業務を行うという流れになってございます。

（6）（7）になりますが、選定審議会の意見を聞くため、審議会に諮詢し、答申を頂いて業務を進めてまいります。

教科書を採択するに先立ちまして、教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書見本を見て、各教科書の特色はどういうものかを調べてまいります。

調査研究に当たりましては、右側の中ほどに「調査員」とありますが、公立学校の教員等を調査員に委嘱して調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

その上で、（9）にございますが、東京都教育委員会においては、都立学校で使用する教科書について採択をいたします。

また、図表下段、左側の「区市町村教育委員会」や「国・私立学校」に対しましては、「指導・助言・援助」として、東京都教育委員会が作成した調査研究資料等を提供いたしまして、それらに基づいて、区市町村等が調査研究をいたしまして、区市町村や国・私立学校がそれぞれ採択業務を行うということになります。

4でございます。義務教育諸学校で使用する教科書採択に係る東京都教育委員会の役割です。

一つ目として、都立義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、選定審議会の意見を聞いて、採択方針を定め、調査研究を計画し、自ら採択を行います。

2点目ですが、区市町村の教育委員会や国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、選定審議会の意見を聞いて、採択方針の通知や調査研究を提供するなどして、適切な指導、助言、援助を行います。

3点目でございますが、教科書採択地区を設定することとなっておりまして、東京都の採択地区は全部で54となっております。原則として、それぞれの区市町村で一つの採択地区でございますが、西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4区域につきましては、複数の町村が一つの採択地区を構成してございます。

次に、5で「東京都教科用図書選定審議会」についてでございます。

都道府県の教育委員会が、採択に関しまして、指導・助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見を聞かなければならないということが、法律に定められております。

東京都教育委員会の附属機関として設置をされているところで、委員の構成につきましては、条例により 20 名と定められております。

審議会の設置期間でございますが、毎年度 4 月 1 日から採択の期限である 8 月 31 日まで設置することになっております。

所掌事務は、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項と、都立義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項でございます。

次に 6 で、採択替え・調査研究を行う年度についてでございます。

採択替えは原則 4 年ごとに行います。その際、調査研究を実施してございます。採択替えを行う年度を表にまとめております。

次に 7 「令和 7 年度に行うべきこと」でございますが、まず一つ目として、都立小学校用家庭科教科書の調査研究に関する事項、二つ目として、都立義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項となっております。

次に 8 「学習者用デジタル教科書」について御説明いたします。

まず、「デジタル教科書とは」ということでございますが、文部科学省検定済みの紙の教科書の内容を全部そのまま記録した電磁的記録のことで、紙の教科書に代えて使用することが可能となっております。なお、デジタル教科書は無償給与の対象外となっております。

次に、デジタル教科書に期待される点でございます。

メリットと例として、グループ学習等で書き込んだ内容を見せ合うことで効果的に対話的学びを行うことができたり、拡大表示や音声読み上げ機能の活用によるメリット、デジタル教材との連携により学びの幅を広げたり内容を深めることが容易になることが挙げられております。

次に、現在の国の動向でございます。

①について、国では小学校用教科書の改訂時期であった令和 6 年度を本格的な導入の最初の契機として捉え、教科・学年を絞って段階的に導入としております。

まず小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象に「英語」を全校対象に導入しております。その次に「算数・数学」を導入する方向としてございます。

また、紙とデジタルについてはどちらか一方ではなく、児童・生徒の特性や学習内容等に

応じて適切に組み合わせたハイブリッドに活用していく方向性が示されております。

また、②として、文部科学省が令和3年度から、小・中学校等を対象にデジタル教科書を提供しております。

「英語」については、令和4年度以降全校に提供、また、「算数・数学」については、令和5年度以降約5割の学校に提供されております。

次に「採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮」です。

文部科学省通知において、教科書採択は紙の教科書であることが基本としつつ、令和6年度以降は英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供されることとなっております。参考として教科書関係法令です。後ほど御覧いただければと思います。国が採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮という視点を通知しているわけでございますが、デジタルに関する視点は私どもとしても特に注視しているところでございますので、少々御紹介をさせていただきます。

例えば、東京都教育ビジョンでございます。「『東京都教育ビジョン』の位置付け」のところを御覧ください。

「東京都教育ビジョン（第5次）」は、国が定めた「第4期教育振興基本計画」を参照し、東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針を示すものでございます。

3のところで「『未来の東京』に生きる子供の姿、東京の目指す教育」ですが、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が連携して、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら学び、育つ教育」を推進することなどを掲げております。

「第5次ビジョンの特徴」ですが、3本の柱を設定した上で、12の「基本的な方針」を設定しております。

これをさらに施策展開の方向性として整理していますが、「『東京都教育ビジョン（第5次）』の体系」でございます。

例えば、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」等が掲げられておりますが、これについては、主な施策展開でも「デジタルを活用したこれからの学び」といったことも取り上げられております。

このほか、「東京都学校教育情報化推進計画」についても都は策定をしております。学校教育の情報化を通じて、「すべての子供が将来の希望を持って、自ら伸び、育つ～デジタルの力を活かして、一人ひとりの力を伸ばしていく～」ことを目指しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、何か御質問などございますでしょうか。御質問などがございましたらお願いいいたします。なお、議事録を作成いたします関係で、御発言の前に御所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいいたします。いかがでしょうか。

特に御質問ございませんので、諮問事項1の「教科書の採択方針について」の審議を行つてまいりたいと思います。

まず、諮問事項を自由に審議していただきたいと思いますが、初回でもあり、いきなりではなかなか御意見も出にくいかと存じますので、参考までに過去の答申がどのような構成と内容になっていたのかなど、事務局から御説明を頂けるとありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

【管理課長】 それでは、採択方針の具体的な文言について、御審議いただく参考といたしまして、過去の採択方針、参考資料1と2の記載が参考になりますので御覧いただければと思います。タブレットに映してございます。

まず参考資料1は、昨年度頂いた答申でございますが、記書きの1の「教科書採択に当たっての留意事項について」につきましては、毎年度同様の内容で答申を頂いております。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意し、総合的に判断をして、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導・助言・援助を行うこととされております。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 採択権者の教育方針や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること、でございます。

なお、一つの採択地区に複数の教育委員会がある場合においては、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うため、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。その際、協議会において最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めておくこととされております。

次に、2につきましては、教科書の調査研究に当たって、東京都教育委員会が留意・検討すべきことについて記載されておりますが、今年度についても、それぞれの項目が参考になるものでございます。

- (1) から (4) に、小学校や中学校などの学校種に分けて記載されています。

まず（1）小学校や、（2）中学校について、東京都教育委員会は、それぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することという内容になってございます。

（3）ア及びイの都立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については、先ほどの内容に加え、小中高や中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮して調査研究することとされております。

さらに、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることも配慮して調査研究することとしております。

こちらは、令和6年度より小・中学校の英語デジタル教科書が本格導入されることに伴い、昨年度の採択替え対象となった小学校英語について、デジタル教科書の扱いを記載されているものでございます。

（3）ウの都立特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状態や特性を考慮して調査研究することとされております。

小学部のデジタル教科書について、先ほどと同様に記載されております。

（4）特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究について示されておりますので、こちらも御参考ください。

次に、参考資料2を御覧ください。こちらは昨年度と同様の内容で答申を頂いております。

以上、御説明した箇所が今年度の採択方針を作成する上での参考になるかと存じます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは諮問事項について、その内容や構成について御審議をお願いしたいと存じます。御意見お願いいたします。

なかなか出にくいかと思いますので、こちらから何名かの方に指名させていただきいと思いますが、御協力をお願いします。

石田委員、いかがでございましょうか。

【石田委員】 おおむね昨年度の採択に当たっての留意事項で内容としてはよろしいと思いますが、昨年度留意事項1の（3）「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分に配慮すること」の「十分に配慮すること」という文言にどのような意味が込められ

ているか等、そういったところをある程度採択する方々が同じように受け取れるような具体的な説明があると、良いと思います。以上です。

【会長】 今貴重な御意見いただきました。

それでは佐藤委員、いかがでしょうか

【佐藤委員】 今説明いただきましたけれども、毎年同様の方針で進められているということと、またこの内容、今説明していただきましたけれども、本審議会の性格を踏まえると、区市町村教育委員会や都立・私立の学校への適切な指導、助言というのも適切に進めいくことができるのではないかと思いますので、これでいいのではないかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

もう一方お願いしたいと思います。

指導教諭の立場から矢野委員、いかがでございましょうか。

【矢野委員】 私も説明していただいた内容で今後の教科用図書を選定するに当たり、特に問題はないかなと思いました。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。校長先生のお立場からどなたかお願いできませんか。

花畠学園の永島さん。

【永島委員】 花畠学園の永島です。どの学校種別もそうだと思うのですけれども、それぞれの学校が採択した教育課程を、この教科書をもって進めていくということが共通の事項ではないかなと思います。子供たちがこの教科書の内容で巡り合う知識というものは、彼らの人生において非常に大きな役割を果たすのではないかと思いますと、今回のこの採択ということで挙げられていることについては、しっかりとこちらも遵守しながら進めていければいいかなと思います。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、様々な角度から御意見を頂戴しましたところで、事務局から回答をお願いできますでしょうか。先ほど石田委員から、採択に当たって十分に配慮していただきたい内容というところでの御意見がございましたので、事務局から回答をお願いできればと存じます。

【管理課長】 事務局から回答させていただきます。貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。頂いた御意見につきましては、十分考慮してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

では、ここで一旦休憩に入らせていただきます。休憩時間中に答申の案文を私と副会長で

事務局を交えて取りまとめさせていただきたいと思います。会議再開後、諮問に対する答申について、休憩中に作成する答申案に基づいて審議したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【管理課長】 それでは、この後約20分強になりますが、そちらの壁の時計で11時ちょうどに議事を再開させていただきたいと思いますので、その間休憩とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(休 憩)

【会長】 それでは、審議を再開いたします。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談いたしまして、今回の答申案を作成しましたので、その案文を事務局から紙で配付していただきます。

【管理課長】 それでは答申案を配付させていただきます。

なお、こちらは委員のみに配付させていただいております。答申文につきましては、4月21日に東京都教育委員会のホームページに掲載し、公表する予定でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(答申案配付)

【管理課長】 それでは答申案を読み上げさせていただきます。

令和7年4月18日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会
会長 山口 真佐子

教科書の採択方針について（答申）

令和7年4月18日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

（1）採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。

- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができるることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることできることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることできることにも配慮して調査研究すること。

（4）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和7年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、答申案について審議してまいります。皆様のたくさんの御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、こちらから指名させていただきます。品川区の教育委員会教育長でいらっしゃいます伊崎委員、お願いできますか。

【伊崎委員】 答申の作成ありがとうございます。先ほどの議論を踏まえて、今回策定いただいたと受け止めています。この文章に表れていないところで、様々、先ほど御意見のあった実情を十分に配慮とかそういうところも、文章にはないけれども実際に行う中でやつていっていただければよろしいかと思いますので、これで結構です。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、保護者の立場から東京都特別支援学校PTA連合会会長、渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】 東京都特別支援学校 P T A 連合会会長の渡邊です。よろしくお願ひします。答申のほうありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたように、文言としては記載されていませんが、やはり子供たちの実情を考えながらやっていたらするのが一番かなと思いますので、答申はこちらで大丈夫です。よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは村野委員、お願ひします。

【村野委員】 案の作成ありがとうございます。これまで協議してきた内容がきっちり収められていますので、このように進めていただければと思っております。

先ほど来ありますように、児童・生徒の実態というのは様々ですので、そのことを十分踏まえ、さらに特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書については、十分そのことを踏まえた採択ができるようにしていかなければと思っております。またこれで進めていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。十分に御意見が出されたかと考えます。答申案についての審議ありがとうございます。

御異議が特にございませんでしたので、ただいま御検討いただいた内容のとおり、答申いたしたいと考えますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 異議がないということで、ありがとうございます。この答申案を本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 それでは、これから会長から答申の手交を行っていただきます。

————— (会長から指導部長へ答申の受渡し) —————

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 それでは、次回の日程等につきまして、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

【管理課長】 次回以降の日程について御連絡を差し上げます。議事日程の下段を御覧ください。

第2回は、令和7年6月13日の午後の開催を予定してございます。詳細につきましては、委員の皆様には後日メールで御案内いたしますとともに、開催日の1週間ほど前に都教育委員会ホームページでお知らせいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは最後になりますが、東京都教育委員会より閉会の挨拶をお願いしたいと存じます。

【指導部長】 本日は諮問事項につきまして、熱心に御審議の上、答申を頂き、誠にありがとうございました。

東京都教育委員会といたしましては、早速この答申の趣旨に即して採択方針を決定し、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して周知徹底してまいる所存でございます。

また、調査研究資料の作成につきましても、早速着手いたしたいと考えております。

次回の審議につきましては、調査研究資料と都立の義務教育諸学校で令和8年度に使用する教科書の採択資料について、御審議いただきたいと考えておりますので、御多用のところ大変恐縮ではございますが、御出席方よろしくお願いいいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

【管理課長】 では、ほかになければこれで本日の会議はこれで終了いたしたいと思います。本日はお忙しい中、御足労いただきましてどうもありがとうございました。引き続き次回以降も御審議のほうよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。